

広報 しらたか

おしらせ版

町の人口

1月1日現在

人口	16,795人 (-18)
男	8,194人 (-9)
女	8,601人 (-9)
世帯	4,725戸 (+3)

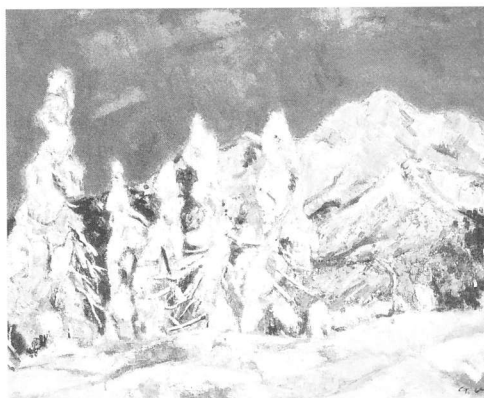
() は前月との比較

2月の業務時間延長日
2/6,13,20,27

中央公民館展示案内

●1階ロビー

美術コーナー① 2月1日から3月31日まで
故・梅津五郎画伯の絵画を展示します。
町に寄贈していただいた作品です。



▲樹氷(1978年)

美術コーナー② 1月に引き続き2月28日まで

「きずな会作品展」
脳卒中のリハビリに努力されている皆さんの作品です。

●文化実習室 特別展

「あらと保育園卒園記念作品展」
を開催します。



▼いつ 2月14日から26日まで

●1階フロアー

書 白楽天『陶潜の体なるに效う詩』より
海野翠玉さんの書です。

ギャラリーあんない

●鮎貝郵便局ロビー
「創作刺し子展」
赤間きみさん(鮎貝)
(2月28日まで)

●鮎貝地区公民館ギャラリー
(開催日:月~土曜日)
「西中学校生徒美術作品展」
(1月31日まで)

「あゆかい保育園小さな作品展」
(2月2日から28日まで)



1.20

JAN
2006
NO. 937

母子健康手帳の交付

お母さんとお子さんの健康を守るために、妊婦さん全員に交付しています。

- 随時交付しますが、保健師が留守の場合がありますので事前に電話などでご連絡ください。
- 場所：健康福祉センター

赤ちゃん健診

●日程：

月日	健診	対象児
2月1日(水)	3カ月児	平成17年10月生まれ
	9カ月児	平成17年4月生まれ
2月8日(水)	2歳児歯科	平成15年4月23日 ～7月31日生まれ
2月16日(水)	3歳児	平成14年8月9日 ～9月30日生まれ

- 会場：健康福祉センター
- 内容と受付時間
3カ月児……昼12時30分～午後1時
9カ月児……午後1時～1時20分
2歳児歯科……午後1時～1時20分
3歳児……昼12時30分～1時25分
- 持ち物：母子健康手帳、バスタオル、問診票、(3カ月・9カ月児は事前に配布、2歳児歯科・3歳児は郵送) 3カ月児健診のかたは予防接種予診票
- 注意：
*乳幼児問診票と母子健康手帳の「保護者の記録」を必ず記入しておいでください。
*3歳児健診は郵送する問診票で指定された時間においでください。
*待ち時間を少なくするため受付時間をずらしていますので、ご協力ください。
*お子さんが、当日具合が悪かったり、1週間以内に人にうつる可能性のある病気(みずぼうそう、インフルエンザ、突発性発疹、とびひなど)にかかったりしたときは事前に電話などでご連絡ください。

日本語の通訳が必要なかたへ

母子健康手帳交付時、両親学級や赤ちゃん健診などで通訳をお願いすることができます。必要なかたは事前にご連絡ください。

各種相談

「すこやか子ども何でも相談」

お子さんの健康や育児のことなど

「健康相談」

赤ちゃんからお年寄りまで、体や心の健康に関すること全般

●随時相談をお受けしています。

らくらくスマイル教室を開催しています！

今年度最後の健康づくりのための運動教室です。日ごろの運動不足・ストレス解消のため、ぜひご参加ください。

- 日時：2月14日(火)
昼の部 午前9時30分～11時
夜の部 午後7時～8時30分
- 内容：筋力強化のための運動ほか

- 申込・お問い合わせ：
健康福祉課健康推進係 (☎86-0210)

インフルエンザが流行する季節です

予防のための5つのポイント

1. 手洗いとうがいを習慣にしましょう！
2. 十分な栄養と休養をとりましょう！
3. 室内の乾燥に気をつけましょう！
4. 特に流行期には人ごみを避け、外出時はマスクをしましょう！
5. 予防接種もあります。

症状は、38℃以上の高い熱、頭痛、関節・筋肉痛、のどの痛み、せき・鼻水などで、インフルエンザはかぜではありません。症状が出たら、早めに医療機関で受診しましょう。

麻しん風しんの予防接種はお済みですか？

平成18年4月1日より、麻しん風しんの接種方法、対象年齢等が改正されますので、現在1歳以上7歳6カ月未満で予防接種がまだ済んでいないお子さんは、できるだけ早く接種するようおすすめします。

- 問い合わせ先
健康福祉課健康推進係 (☎86-0210)

日本脳炎予防接種は平成17年5月30日より中止となっています。

子育て支援センター 2月のあそび広場

(時間 午前9時30分～11時)

赤ちゃん広場(火曜日)

▼会場 健康福祉センター
7日、14日、21日、28日

すこやかあそび広場

▼会場 健康福祉センター(木曜日)
2日、9日、16日、23日

▼会場 鮎貝地区公民館(金曜日)
3日、10日、17日、24日

地区広場(月曜日)

6日 蛭桑地区公民館

13日 東根地区公民館

20日 萩野ふれあい館

■問い合わせ 健康福祉課 子育て支援センター (☎86-0212)

生活相談所の相談日

- 1月25日(水) 一般相談
- 2月1日(水) 弁護士相談並びに一般相談
- 2月8日(水) 一般相談
- 2月15日(水) 行政相談
- 2月22日(水) 一般相談

▼会場：老人福祉センター

▼時間：午前10時から午後3時まで

▼弁護士：安部 敏さん

*弁護士相談は前日まで要予約、午後1時35分から3時35分まで。相談は無料。

■問い合わせ

白鷹町社会福祉協議会 (☎86-0150)

「結婚相談室」の開設

▼いつ 2月14日(火) 午後1時～5時

▼どこで 老人福祉センター

▼相談料 無料

*事前に連絡があれば、相談時間などを調整します。プライバシーは守ります。

■問い合わせ

産業振興課商工振興係 (☎85-6136)

大雪による煙突などの被害について

近年まれに見る大雪により、毎日の除雪作業に追われていることと思います。

ところで、みなさんのお宅の煙突や排気筒、ガスボンベは大丈夫ですか。雪に埋まっていたり、軒先から垂れる雪で破損していませんか。

そのままにしておくと、火災や一酸化炭素中毒になる恐れがあります。

煙突・排気筒・ガスボンベを点検し、補強したりこまめに除雪をしましょう。

■雪による災害時の問い合わせ
町豪雪対策本部 (☎85-6122)
消防署白鷹分署 (☎85-5242)



人事行政の運営等の状況を公表します

町政に対してより一層のご理解をいただくために、平成17年12月に制定されました「白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

I 各任命権者からの報告の概要

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の採用の状況

平成16年度は、医療職1人(0人)、医療技術職3人(3人)の職員を採用しました。*()内は、女性の数です。

② 再任用の状況

再任用職員は、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、あらためて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。平成16年度において、再任用職員の採用はありません。

③ 職員の退職の状況

平成16年度における職員の状況は下表のとおりです。

	行政職	保育士	医療職	技能労務職	教育職	計
定年退職	3人	0人	0人	0人	0人	3人
勸奨退職	3人	2人	0人	1人	0人	6人
自己都合	0人	0人	2人	0人	1人	3人
その他(免職)	0人	1人	0人	0人	0人	1人
合計	6人	3人	2人	1人	1人	13人

④ 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		増減数	主な増減理由	
	16年度	17年度			
一般行政	議会	2人	2人	0人	
	総務	35人	33人	△2人	課統合による減、派遣完了による減
	税務	15人	13人	△2人	係の統合等による減
	労働	1人	1人	0人	
	農林水産	14人	14人	0人	
	商工	5人	7人	2人	係の新設等による増
	土木	10人	9人	△1人	事務統合による減
	民生	50人	47人	△3人	保育部門職員の減
	衛生	9人	10人	1人	衛生部門職員の増
小計	141人	136人	△5人		
特別行政	教育	32人	27人	△5人	地区公民館職員を嘱託職員への移行
公営企業等	病院	62人	59人	△3人	診療部門職員の減
	水道	6人	5人	△1人	事務統合による減
	下水道	4人	4人	0人	
	その他	10人	11人	1人	国保部門職員の減
	小計	82人	79人	△3人	
合計	255人	242人	△13人		

2. 職員給与の概要

① 総括

人件費の状況(平成16年度一般会計決算)

住民基本台帳人口 (17.3.31現在)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)
16,801人	77億4,309円	3億2,814円	15億4,302円	19.9%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

職員給与費の状況(平成17年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
169人	6億8,772万円	8,228万円	2億5,151万円	10億2,151万円	604万円

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

ラスパイレース指数の状況（各年4月1日現在）

年度	白鷹町	県内町村平均	全国平均
平成12年度	94.6	—	—
平成16年度	91.6	94.0	93.7
平成17年度	92.1	94.4	93.7

(注) ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

② 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

区分	白鷹町		山形県		国	
	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢
一般行政職	328,200円	42歳9月	364,800円	42歳8月	329,728円	40歳3月
	361,600円		434,500円		382,092円	
技能労務職	312,000円	43歳4月	335,000円	41歳10月	285,008円	48歳1月
	334,100円		373,800円		316,350円	

(注) 平均月額上段の数値は平均給料月額であり、職員の基本給の平均です。
平均月額下段の数値は、給料月額と毎月支払われる諸手当を含めたものです。

職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区分		白鷹町		山形県		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円	184,400円	198,600円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	137,500円	147,100円	134,400円	143,300円	136,000円	140,700円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区分		経験年数 10～15年	経験年数 15～20年	経験年数 20～25年
一般行政職	大学卒	284,200円	308,500円	360,600円
	高校卒	231,900円	287,600円	325,700円
技能労務職	高校卒	220,700円	267,600円	308,900円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

③ 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主事	係長 主任	課長補佐 係長	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	
職員数	0人	11人	27人	28人	36人	37人	13人	2人	154人
構成費	0.0%	7.1%	17.5%	18.2%	23.4%	24.0%	8.4%	1.3%	100.0%

(注) 1. 級区分は、町の給与条例によるものです。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

昇給期間短縮の状況

15年度	一般行政職 職員数		16年度	一般行政職 職員数		
	A	172人		A	167人	
	B	14人		B	15人	
	比率 B/A		8.1%	比率 B/A		9.0%

④ 特別職の報酬等の状況

(平成17年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当
給料	町長	712,800円	27.216カ月
	助役	579,600円	15.888カ月
	教育長	532,000円	11.328カ月
報酬	議長	310,000円	計 3.3月
	副議長	250,000円	
	議員	235,000円	

(注)
○町長、助役、教育長はそれぞれ12%、8%、5%町独自削減後の金額です。
○期末手当は35%の加算措置があります。
○退職手当は任期満了毎支給され、支給月数は4年間在職した場合です。

⑤ 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	6月期			12月期			計		
	白鷹町	国	比較	白鷹町	国	比較	白鷹町	国	比較
期末手当	1.20	1.40	△0.20	1.36	1.60	△0.24	2.56	3.00	△0.44
	1.24		△0.16	1.42		△0.18	2.66		△0.34
勤勉手当	0.70	0.70	0.00	0.70	0.70	0.00	1.40	1.40	0.00

(注) 制度上の段階、職務の級による加算措置があります。

期末手当上段は管理職、下段は管理職以外の職員の支給月数です。町独自削減を実施しています。

退職手当の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	自己都合	定年・勸奨	
支給率	勤続20年	21.0 月分	27.3 月分
	勤続25年	33.75 月分	42.12 月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期勸奨退職者（2%から20%加算）		

時間外勤務手当の状況（一般会計決算）

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成15年度	56,130千円	310千円
平成16年度	39,618千円	229千円

特殊勤務手当の状況（平成16年度一般会計決算）

手当支給職員の割合	28.7%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	27千円
手当の種類(手当数)	3
手当の内容	1. 保育業務に従事する園長及び保育士に対する手当 2. 税務事務に従事する職員に対する手当 3. 特殊自動車の運転業務に従事する職員に対する手当

(平成16年度病院会計決算)

手当支給職員の割合	96.9%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	611千円
手当の種類(手当数)	11
主な手当の内容	1. 放射線、試薬等を扱う危険業務 2. 死体処置搬出等の業務 3. 手術に従事する場合

(平成16年度水道事業会計決算)

手当支給職員の割合	33.3%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	3千円
手当の種類(手当数)	1
手当の内容	夜間休日等に緊急に現場出動を要する場合

その他の手当（平成17年4月1日現在）

手 当 名	内 容	国の制度との異同	支給実績 (16年度一般会計決算)	支給対象職員1人当たり平均支給月額	
扶養手当	扶養家族のある職員	同	16,452千円	16,800円	
管理職手当	管理職（課長級）の役職にある職員	異	3,667千円	30,700円	
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員	同	16,044千円	(95,500円)	※年額平均
通勤手当	通勤距離に応じて支給	異	7,852千円	5,100円	
住居手当	住宅を借り受けている職員	同	5,828千円	5,900円	
児童手当	小学3年生までの児童をもつ職員	同	1,660千円	(79,000円)	※年額平均

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日((イ)の日を除く)

(2) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり40時間と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までの勤務となります。そのうち、12時から12時15分までと17時から17時15分までの間は、休憩時間、12時15分から13時までの間は休憩時間となっています。

なお、一部の職場においては、その業務の実情に応じて職員の勤務時間の割り振りを行っています。

(3) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。
なお、特別休暇の主な種類は、次のとおりです。

- ・出産の場合 ・妻の出産の場合 ・結婚の場合 ・生後1年に達しない子を育てる場合 ・忌引の場合
- ・配偶者及び父母の祭日の場合 ・夏季における盆等の諸行事等に対応する場合 ・感染症の場合
- ・災害等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成16年度において、免職処分及び降任処分された職員はおりません。
また、平成16年度に休職処分された職員は、1人となっています。

(2) 懲戒処分の状況

平成16年度において、懲戒処分を受けた職員は4人（免職1人、戒告3人）です。
処分事由別にみると、信用失墜行為関係1人（免職）、監督責任関係3人（戒告3人）となっています。

5. 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や職務上必要な教養を目的とする講習会、講演会等に参加する場合などに、職務専念義務が免除されることがあります。

(2) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねる、報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事等してはならないとされています（地方公務員法第38条）。平成16年度における許可件数は2件となっています。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成16年度に実施した研修は、以下のとおりです。

研修内容	コース数	延べ人数
町独自研修	4コース	677人
派遣研修	32コース	51人

(2) 職員の勤務成績の評定

役職職員については、指導・統率、責任感、仕事の速度・確実性、企画・判断を、また、一般職員については、勤勉、責任感、仕事の速度・確実性、注意力、職務知識を評定し、昇任、昇格及び人事配置の参考としています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第35条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は山形県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金または一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。その他の福利厚生事業として、本町において健康増進等を図る目的で、職員厚生会に補助金を交付しました。

(2) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。平成16年度に公務災害と認定された件数は2件となっています。

II 公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置の要求は、1件の審査要求がありました。

2. 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成16年度は、該当ありませんでした。